

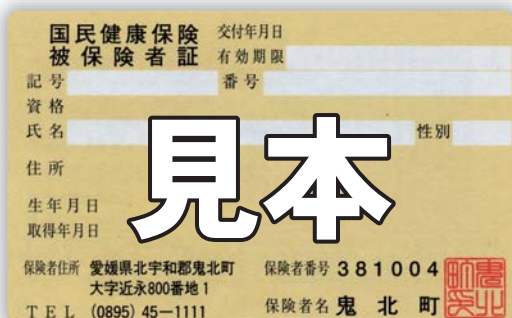
国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在、お使いの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成22年7月31日までです。

平成22年8月1日以降は使用できなくなりますのでご注意ください。

新しい被保険者証は7月未までに各世帯へ郵送で送付します。7月未までに届いていない場合はご連絡ください。

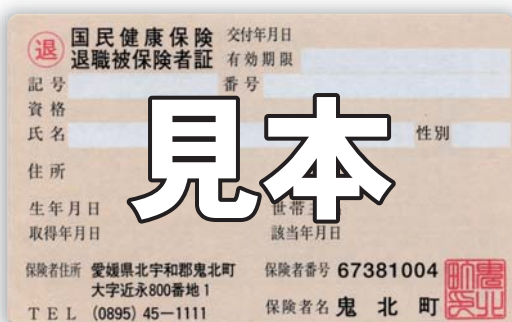
新しい被保険者証は、一般被保険者証が『クリーム



一般被保険者証(クリーム色)

色』、退職被保険者証が『はだ色』です。お手元に届いたら記載内容を確認し、誤りがある場合は、お手数ですが町民課保険年金係まで被保険者証をお持ちください。

修学や施設等入所のため、町内に住所を有していない方に交付している被保険者証についても、有効期限は平成22年7月31日までは、8月1日以降も必要な場合は、証明書(在学・在園・入所証明書など)と印鑑を持参の上、申請手続きを行ってください。



退職被保険者証(はだ色)

さい。

なお、平成22年4月1日以降に手続きが済んでいる場合は、申請不要です。

社会保険など他の健康保険に加入された方がいるときは、国保の資格喪失届が必要となるので、他の健康保険証・国民健康保険被保険者証・印鑑を持参の上、届出を行ってください。

国民健康保険税の未納がある場合は、被保険者証を交付できない場合があります。未納がある場合は早急に納付してください。

また、納期限までにお支払いが困難な場合や分割納付などのご相談が必要なときは、税務課課税管理係までご連絡ください。

※職員が7月31日で無効になった古い被保険者証を回収に伺うことはありません。

不要になった被保険者証は各自で破棄してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証のお知らせ

現在、申請のあった方に交付しております、『国民健康保険標準負担額減額認定証』、『国民健康保険限度額適用認定証』、『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は平成22年7月31日までとなっております。

引き続き交付を希望される場合は、再度申請が必要となっておりますので、次のものをご持参の上、町民課保険年金係窓口で手続きを行ってください。

- 手続きに必要なもの
- ① 印鑑
 - ② 被保険者証
 - ③ 過去1年間に入院日数が90日を超えている場合は入院時の領収書

「ご不明な点がありましたら、役場町民課保険年金係までお気軽にお問い合わせください。」